

## 令和6年第4回我孫子市農業委員会総会会議録

### 1. 日時場所

令和6年4月10日（水）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

### 2. 委員の現在数

10名

### 3. 出席委員

1番 正木善昭

2番 大井栄一

3番 中野 栄

4番 三須清一

5番 宮久保 勝

6番 森 茂

7番 川村泉治

8番 根本 博

9番 大炊三枝子

10番 田口 忠

### 4. 出席事務局職員

局長 大井一郎

次長補佐 鈴木光一

主任 片桐圭悟

主査 富塚隆則

### 5. 会議に付した議案等

審議事項

議案第 1 号 農地法第 3 条について

議案第 2 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）

議案第 4 号 非農地判断について

議案第 5 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

#### 報告事項

報告第 1 号 農地法第 5 条（届出）について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について

報告第 3 号 農用地利用集積計画の変更について

**三須清一会長** ただいまから令和6年第4回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により、会議は成立しております。

はじめに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

5番 宮久保 勝委員

6番 森 茂委員

よろしく願いいたします。

次に本日の書記には、事務局職員の片桐主任を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

**事務局** それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第5号までの合計5議案です。

議案第1号「農地法第3条について」1件、議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」2件、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告について」9件、議案第4号「非農地判断について」1件、議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願いについて」1件です。

以上で議案についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

**三須清一会長** 以上で、議案についての説明は終わりました。

これより、議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条について」審議したいと思います。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条について」、次のとおり許可申請があったので審議を求めらる。

提出日 令和6年4月10日 我孫子市農業委員会会長 三須清一

それでは、議案の説明をいたします。

議案資料も1ページからとなります。

議案第1号「農地法第3条について」説明いたします。

申請地は、〇〇字〇〇地先の地目畑1筆、面積は577平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の西側約600mに位置しています。

位置図は、議案集資料の3ページをご覧ください。

受人は〇〇の方で、渡人は〇〇〇〇の方です。

自宅に近く便利なことから、自家消費による耕作を行うため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、大炊第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**大炊三枝子調査会長** 議案第1号について、調査結果を報告します。

第2調査会で受人、渡人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

受人の経営耕地はありません。

農業従事日数は、今回取得する耕地で本人が年間250日、妻が50日です。

耕運機、草刈機を揃えています。

常時従事要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより、議案第1号「農地法第3条について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

許可することに賛成の人は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 1 号については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 2 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の 2 ページをお開きください。

議案第 2 号、農用地利用集積計画（案）の決定について、次のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画（案）を決定するため審議を求める。

提出日 令和 6 年 4 月 10 日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明をいたします。

議案資料は 6 ページからとなります。

「農用地利用集積計画（案）」の申請件数は 2 件です。

整理番号 1 番、賃貸借権を設定する農地は〇〇字〇〇〇地先の地目畑 1 筆、面積は 1,890 平方メートルのうち、1,600 平方メートルです。

受人は、特定非営利活動法人みんなの広場・風で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 6 年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号 2 番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑 1 筆、面積は 1,133 平方メートルです。

受人は、特定非営利活動法人みんなの広場・風で、渡人は〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は 6 年間、借賃は全面積で〇円です。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、大炊第 2 調査会長から議案第 2 号の調査結果についての報告をお願いします。

**大炊三枝子調査会長** 議案第 2 号について、調査結果を報告します。

整理番号 1 番、整理番号 2 番の受人の経営面積は、借受地のみ約 0.08 ヘクタールで、農業従事日数は、施設長が年間 50 日、職員が 200 日と 50 日です。

耕運機、刈払い機を揃えています。

以上の内容をもとに審議しましたところ、第 2 調査会では、受人の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）による改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条の第 3 項の各要件を満たしている

ことから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより、議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、原案どおり決定することとしました。

次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告について」審議します。

なお、整理番号2番については、○委員が関係者となっております。

○委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限があります。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の3ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告について」次のとおり、促進計画案について審議を求める。

提出日 令和6年4月10日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明をします。

議案資料は18ページからとなります。

農用地利用集積等促進計画の公告は9件です。

整理番号1番、賃貸借権を設定する農地は、○○○地先の地目田4筆、合計面積は10,587平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会で、受人は株式会社飯塚農場で、渡人は○○○○の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米60kgです。

整理番号2番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は2,133平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇kgです。

整理番号3番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は4,103平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇kgです。

整理番号4番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は3,342平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は〇〇の農業者で、渡人も〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇kgです。

整理番号5番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は2,256平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は〇〇の農業者で、〇〇も柴崎の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇kgです。

整理番号6番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田3筆、合計面積は5,775平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は〇〇の農業者で、渡人も〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇kgです。

整理番号7番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は4,671平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は〇〇の農業者で、〇〇も柴崎の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇kgです。

整理番号8番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は3,692平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇kgです。

整理番号9番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は7,811平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇kgです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて大炊第2調査会長から議案第3号の調査結果についての報告をお願いします。

**大炊三枝子調査会長** 議案第3号について、調査結果を報告します。

整理番号1番の受人の経営面積は、借受地を含め約30.75ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間250日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号2番の受人の経営面積は、借受地を含め約7.55ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、妻も300日、父が200日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号3番、整理番号4番、整理番号5番、整理番号6、整理番号7番、整理番号8番の受人の経営面積は、仮受地を含め約14.13ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、妻が30日、父が300日、母が200日、祖父が30日、祖母も30日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号9番の受人の経営面積は、借受地を含め約11.74ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間250日、父も250日、母も250日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では、受人の経営農地の効率的な利用及び常時従事要件など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項2号、3号の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって「意見なし」との判断に至りました。

以上です。



**三須清一会長** これより、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告について」審議整理番号1番及び3番から9番について、ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

農用地利用集積等促進計画（案）に「意見なし」とすることに賛成の人は、挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、整理番号1番及び3番から9番については、原案どおり「意見なし」とすることとしました。

次に整理番号2番について質疑に入ります。

なお、○委員が関係者となっています。

先ほど申しましたとおり、○委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限がありますので退出していただきます。

（○委員退室）確認

整理番号2番について、ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。農用地利用集積等促進計画（案）に「意見なし」とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、整理番号 2 番については原案どおり「意見なし」とすることとしました。

○委員を入室させてください。

(入室、着席)を確認

次に、議案第 4 号「非農地判断について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の 7 ページをお開きください。

議案第 4 号「非農地判断について」次のとおり、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の申請があったので、審議を求める。

提出日 令和 6 年 4 月 10 日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をします。

議案資料は 21 ページとなります。

位置図は、議案資料の 22 ページになります。

申請地は〇〇字〇〇地先の登記地目畑、現況地目宅地、面積は 189 平方メートルです。

昭和 43 年 11 月に隣接地に住宅が建設された当時から宅地として利用され、現在も駐車場および庭として利用しており、農地に復元することが著しく困難なため「非農地について」審議するものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、大炊第 2 調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**大炊三枝子調査会長** 議案第 4 号について、調査結果を報告します。

第 2 調査会で申請人と代理人立会いの下、現地を確認し審議しました。

当該地は 55 年前から宅地の一部として利用され、農地として復元することが困難であることを確認できました。

第 2 調査会では、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、全員一致で非農地との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより、議案第4号に対する質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ちきります。

これより採決します。

決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号は原案どおり非農地として判断することとしました。

次に議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」について審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の8ページをお開きください。

議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」について、次のとおり、申請があったので審議を求める。

提出日令和6年4月10日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をします。

議案資料は24ページからとなります。

買取申出事由が生じた日は令和5年11月29日で申出人他1名が相続により引き継いだ農地です。

生産緑地の指定を受けた農地の主たる農業従事者が死亡したことから、市に生産緑地の買取申出を行うため「農業の主たる従事者」であることの証明を求めるものです。

買取申し出を行う生産緑地は、〇〇〇字〇〇地先の地目畑2筆、合計面積は838平方メートルです。

位置図は、議案書の25ページをご覧ください。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の西側約450mに位置しています。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、大炊第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**大炊三枝子調査会長** 議案第5号について、7調査結果を報告します。

申出人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

申出人が令和5年11月29日に相続により引き継いだ農地です。

現地は畑として管理されています。

生産緑地の指定を受けた農地の主たる農業従事者が死亡したことから、市に生産緑地の買取申出を行うため「農業の主たる従事者である」ことの証明を求めるものです。

なお、農地利用最適化推進委員からの聞き取りにより、買取申出事由が生じたものは、農業の主たる従事者として当該農地を管理していたとのことです。

以上をもとに、第2調査会では、農業の主たる従事者が以前から農地を適正に管理していたと判断し、全員一致で農業の主たる従事者について証明相当と判断しました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第5号に対する質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより、議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」について採決します。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第5号については、原案どおり証明することに決定いたしました。

続いて報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

**事務局** それでは報告いたします。

報告は第1号から3号までの3件です。

報告第1号は「農地法第5条の規定による届出に対する専決処分について」で、3件受理しました。

届出事由は、住宅が2件、宅地が1件です。

報告第2号は「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、3件受理しました。

届出事由は、相続です。

報告第3号は「農用地利用集積計画の変更について」で、40件通知がありました。

通知事由は賃料の変更です。

以上です。

**三須清一会長** 報告第1号から3号について、何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和6年第4回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。